

平成18年10月18日

(あて先) 部 局 長
総合行政センター所長

財 務 部 長

平成19年度予算編成について

このことについて、「平成19年度予算編成方針」を策定しましたので、この方針に基づき、平成19年度の予算編成に取り組むこととします。

平成19年度は、新富山市の総合計画がスタートする年度であり、厳しい財政状況の中にあっても、「人・まち・自然が調和する 活力都市とやま」を目指して、富山市が未来に向かって大きく発展し、市民一人ひとりが将来に希望が持てるような予算となるようにしなければなりません。

各部局並びに総合行政センターにおいては、全職員が市全体を意識しながら、十分に議論を行うとともに、前例や先例にとらわれることなく、あらゆる施策に創意と工夫を凝らして、予算編成に取り組まれるよう、命によって通知します。

平成 19 年度予算編成方針

1 国の経済財政運営の動向

(1) 我が国の経済情勢等

本格的な人口減少と少子高齢社会の到来や地球規模でのグローバル化の進展など、我が国の経済社会環境が大きく変化している中、日本経済は、構造改革の進捗により、バブル崩壊後の負の遺産から脱却し、民需主導の経済成長が実現しつつあります。

2002 年初めから始まった今回の景気回復は、5 年目を迎えており、原油価格の高騰が内外経済に影響を及ぼす懸念はあるものの、企業部門の好調さが家計部門にも波及し、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれております。

(2) 骨太の方針 2006

国の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（骨太の方針 2006）」においては、日本経済は、未来への明るい展望を持てる状況となり、今、「新たな挑戦の 10 年」への出発点に立っているとしております。その上で、今後は、豊かで安心な日本を後世代に引き継ぐため、「成長力・競争力の強化」、「財政健全化」、「安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現」の 3 つの優先課題に取り組むことを基本方針として構造改革を加速・深化することとしております。

特に、財政健全化の取り組みとして、「歳出・歳入一体改革」を掲げ、5 年後の 2011 年度には、国・地方の基礎的財政収支の黒字化を目指すとしております。

このため、国の平成 19 年度の予算概算要求基準においては、財政健全化の努力を今後とも継続するため、公共事業関係費及び裁量的経費を前年度マイナス 3% 以下に抑制するなど、歳出全般にわたる徹底した見直しを行うとともに、予算配分の重点化・効率化を実施することとしております。また、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額についても極力抑制することとしております。

(3) 地方自治体を取り巻く状況

現下の地方財政は、地方税収が回復傾向にある一方で、数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、地方債の借入金残高が平成18年度末には、約204兆円に達すると見込まれ、その元利償還が財政を圧迫する要因となっており、構造的に極めて厳しい状況が今後も続く傾向にあります。

また、国では、三位一体の改革の成果を踏まえ、新たな地方分権制度改革を推進するため、「新分権改革」として、「国と地方の役割分担の見直し」、「税源移譲を含めた税源配分の見直し」、「国庫補助負担金改革」、「地方交付税改革」を実施することとしております。

こうした中、地方自治体は、分権型社会の実現に向けた的確な行財政運営を推進するため、地方の創造性・自立性を高めるとともに、新地方行革指針に基づき、定員管理や給与の適正化、民間委託の推進など、行財政改革を強力に取り組むことが最重要課題となっております。

2 富山市の財政運営の現状とまちづくりの主要課題

(1) 富山市の財政状況

本市の平成19年度の財政見通しについては、歳入では、市税が、平成9年度をピークに減少が続いていたものの、所得税から個人市民税への税源移譲や景気回復による法人市民税などでの増収が期待できる一方、所得譲与税の廃止や地方交付税の減収などにより、一般財源の総額についての伸びは期待できないものと予想されます。

一方、歳出では、市債残高が年々増え続け、平成18年度末には全会計の合計で、約4,500億円余に達する見込みであり、これに伴い公債費が増加傾向にあります。また、少子高齢化などによる扶助費の増加に加え、人件費についても定員削減による減は見込まれるものの、団塊の世代の大量退職による退職手当が大幅に増加するなど、義務的経費の大幅な増加が見込まれます。このほか、重点課題への対応などを考慮しますと、既存の事業を継続して実施すると仮定した場合、現時点では、平成19年度当初予算において約68億円

の一般財源が不足するものと見込まれ、昨年度に引き続き、平成19年度も大変厳しい財政運営が求められるものと予想されます。

(2) まちづくりの主要課題

このように厳しい財政状況ではありますが、平成17年4月に富山地域7市町村の合併により誕生した新富山市は、来年は3年目を迎えることとなり、新市としての一体感も徐々に高まりつつあるものの、均衡ある発展と一体感の醸成をより一層推進する必要があります。また、平成19年度は、総合計画がスタートすることから総合計画に位置付けた施策を着実に推進し、本市が目指す都市像「人・まち・自然が調和する 活力都市とやま」の実現のため、

人口減少と少子化・超高齢社会への対応

危機管理・防災対策

コンパクトなまちづくり

富山の魅力の発信

など、まちづくりの主要課題に取り組む必要があります。

このほかにも課題は山積しておりますが、本市が質の高い行政サービスを続けていくためには、民間活力の活用や定員適正化を進め、行政のスリム化を図るとともに、あらゆる事務事業について、常に見直し、点検を行うなど、事業の効率化と職員の意識改革に、これまで以上に力を注ぐ必要があります。

3 平成19年度予算編成の基本的考え方

(1) 財政の健全性の堅持

平成19年度の予算要求にあたっては、財政の健全性を堅持するため、市税等の一般財源の確保に努めるとともに、聖域なき歳出の抑制を図り、見込みうる一般財源の範囲内で予算の重点的・効率的な配分に努めることを基本とします。

また、将来にわたって持続可能な健全財政を確保するため、市債発行については合併特例債などの有利な市債を活用する一方、市債発行額を極力抑制します。さらに、財政調整基金や減債基金をできる限り取り崩さないようにします。

(2) 徹底した事務事業の見直し

聖域なき歳出の抑制のためには、無駄の排除、コスト削減、事業の評価など、あらゆる視点から、徹底した事務事業の見直しが不可欠です。

このため、事務事業の必要性・補完性・効率性・有効性に着目して、「事務事業評価」を行うとともに、

発想を抜本的に転換し、事業の厳選を図る。

行政直営方式を見直し、民間委託、民営化、PFIなどを活用する。

適正な受益者負担を求め、全体として市民負担の増加を回避する。

真に必要な人に必要なサービスを、選択的に提供する。

などの観点から、徹底的な事務事業の見直しを行います。

(3) 予算の重点的・効率的な配分

「人・まち・自然が調和する 活力都市とやま」の実現を目指して、総合計画の5つのまちづくりの目標を柱とした重点テーマを設定するなど、限られた財源の重点的・効率的な配分を行うことにより、必要な経費の確保を図ります。

4 重点テーマ 5分野13項目

まちづくりの重点課題に対応し、総合計画の5つのまちづくりの目標を柱とした5分野13項目の重点テーマを設定します。

(1) 人が輝き安心して暮らせるまち

子育て環境の充実（次世代育成支援等）

学校教育の充実（教育環境の整備等）

高齢者・障害者への支援（地域の連携、自立支援等）

(2) すべてにやさしい安全なまち

災害に強いまちづくり（防災、浸水、危機管理、雪対策等）

循環型まちづくりとエネルギーの有効活用（環境政策等）

森林機能の再生・強化（森林政策等）

(3) 都市と自然が調和した潤いが実感できるまち

賑わいと交流の都市空間の整備・充実（都市再生等）

地域の個性と特性を生かしたまちづくり（地域再生等）

生活拠点をつなぐ交通体系の充実（公共交通の活性化等）

(4) 個性と創造性に満ちた活力あふれるまち

出会いと発見に満ちた魅力ある観光のまちづくり

（人口政策、富山ブランドの発掘・発信等）

とやまの活力を生み出すひとづくり（農林漁業担い手育成、創業者支援等）

新たな産業の育成や企業誘致の促進と雇用創出（地域経済の活性化等）

(5) 新しい富山を創る協働のまち

市民主体のまちづくり（市民と行政の協働等）

5 平成19年度予算要求基準

予算編成に当たっては、次に掲げる予算要求基準を設定しますので、部局ごとに、その基準に従って、総合行政センターにかかる事業も取りまとめのうえ、予算要求することとします。

なお、当初予算は、年間予算として編成し、年度内に予測されるすべての収入・支出を漏れなく計上するものであり、年度途中の補正は、災害関連経費など真にやむを得ないものに限定します。

(1) 政策的経費

政策的経費の要求基準額は、 から に掲げる経費を除き、一般財源ベースで、平成18年度当初予算額からマイナス20%の額の範囲内とする。ただし、要求限度額は要求基準額の1.1倍まで可能とする。

扶助費については、一般財源ベースで、平成18年度当初予算額の範囲内とする。

継続費については、契約額で要求すること。

県施行事業負担金については、所要額とする。

繰出金については、所要額とする。ただし、老人保健医療事業、介護保険事業、公共下水道事業への繰出金は別途指示する金額の範囲内とする。

投資的経費のうち、公共交通の活性化事業(北陸新幹線、高山本線、路面電車に係る経費)、中心市街地再開発事業、学校建設(校舎及び屋内運動場の増改築・大規模改造事業)については、所要額とする。

雪対策事業(除雪対策事業、消雪対策事業)については、所要額とする。

重点テーマに係る新規事業については、所要額とする。なお、一般財源ベースで5億円の特別枠を設定する。

(2) 経常的経費

人件費、扶助費、公債費等の義務的等経費については、所要額とする。ただし、扶助費に含まれる事務費に類する経費については、平成18年度当初予算額からマイナス5%の額の範囲内とする。なお、扶助費の対象者増等については、過大見積

もりによる精算補正が生じないように、厳正に見積ること。

事務・施設管理的経費については、事業費ベースで、平成18年度当初予算額からマイナス5%の額の範囲内とする。

6 予算要求にあたっての留意事項

(1) 市民・議会等の意見要望の反映

市議会の意見・要望、監査委員及び外部監査の指摘事項に十分留意するとともに、タウンミーティングの場や各種団体などから出された市民の意見・要望、さらには地域審議会をはじめ各種審議会・検討委員会の提言などを十分勘案すること。

(2) 行財政改革の推進

分権型社会の進展に対応し、本市が地域の総合的な行政主体として、自主的・自立的な行政を展開するために策定した「富山市行政改革大綱」に沿って、定員管理の適正化の推進、事務処理の効率化等の改革に一層積極的に取り組み、行財政基盤の強化を図るよう努めること。

(3) 事務事業評価による見直し

全ての事業について、「Plan(予算編成) - Do(予算の執行) Check(評価・検証) Action(予算への反映)」のサイクルの手法を採り入れながら、成果及び事業効果に着目して実施する「事務事業評価」に基づき、徹底的な見直しを行うこと。

その上で、終期設定がなされている事業は着実に廃止するとともに、事業効果が薄れている事業は廃止・休止を検討すること。さらに、当面継続する事業も、課題・問題を整理の上、改善へ向けた方向性や方法を示すこと。

(4) 新規事業について

新規事業については、スクラップ・アンド・ビルドの原則に立ち、事業の一時休止や中止を含めた既存事業の振替えによることを原則とすること。また、新規事業の目的、事業効果、後年度の財政負担、類似事業との関連等を十分に検討するとともに、

モデル事業の実施等により事業効果を十分に検討したうえで事業化することとし、事業着手にあたっては必ず終期を設定すること。

(5) 特別・企業会計

特別会計・企業会計については、民間企業の経営感覚と経営ノウハウを取り入れ、経営改革に努めるとともに、事務事業の存続や会計の必要性まで踏み込んで、検討・見直しを行うこと。

予算要求にあたっては、設置目的に鑑み、独立採算制を基本とし、使用料、手数料及び財産収入等の適正化に一層の努力を払い、安易に一般会計からの繰入金に依存しないこと。なお、総務省基準に基づかない特別会計・企業会計への繰出金については平成18年度当初予算額以下に抑制するとともに、一般会計と同様の予算要求基準を設定し、必要最少の所要額を見積ること。

(6) 外郭団体等の見直し及び予算要求について

外郭団体等については、市に依存しない自主独立の経営体質への変革が必要である。経営の自立性と安定化を図るため、独自事業の実施及びこれに伴う独自財源の確保に努めるとともに、組織の在り方や事業計画の見直しを行うこと。なお、維持管理費や事務費等の運営経費の要求は、平成18年度当初予算額から5%以上削減すること。

(7) 総合行政センターにかかる予算要求

総合行政センターにかかる予算については、事務事業の統一等を図り、事業ごとに予算全体を把握し調整できるよう、できる限り本庁担当課が集約して予算要求すること。このため、市が実施する同一事業（同種の事業も含む）は、原則として本庁担当課において一括要求すること。ただし、事務の性質上、総合行政センターで執行する方が効率的なものについては、総合行政センターで要求すること。

(8) 合併協議に基づく調整方針の再検討

合併後に調整することとしていた事項のうち、未だ調整に至っていない事項につ

いては、早急に方針を決定し、平成19年度予算に反映させること。また、調整方針を再検討することにより、住民サービスの向上と事務の効率化が図られるものについては、積極的に見直しを進めること。

(9) 国等の予算編成の動向の把握

国庫補助負担金の廃止・縮減や地方交付税の見直しが、平成19年度も引き続き実施されることから、国や県の予算編成動向に充分留意し、国や県と十分に連携を図ること。

7 個別留意事項

〔1〕 歳入に関する事項

財源の確保

市税、地方交付税、国・県支出金等の確保に努めることはもとより、新規財源や有利な財源の確保についても積極的に努力すること。特に国庫支出金については、独自の地域政策を積極的に提案していくことで、国の財政支援を受けることに努めること。

市税

市税収入については、財政運営の根幹をなすものであることから、社会経済情勢の変動や税制改正の動向等に留意するとともに、十分な調査により潜在している課税客体の完全捕捉に努めるなど、適正に見積ること。

また、公平性の観点からも、滞納分を含め収入率の向上に努めること。

分担金・負担金

特定個別的便益があるものについては適正な負担を求めるという受益者負担の原則に従い、負担の適正化を図ること。

使用料及び手数料

特定の行政サービスに要する経費の対価としての観点から、使用料及び手数料は、事業に要する経費を賄える額とすべきものであり、法令により決定されるものを除き、原則として平成14年度以降改正されていないものについては、見直しを図ること。

また、市税と同様、滞納分の収入率の向上に努めること。

国・県支出金

国は、『骨太方針2006』においても国庫補助負担金の廃止、縮減等を図っていることから、補助対象事業、補助基本額、補助率、負担区分等の変更の状況に十分留意し、適正な見積りを行うこと。

財産収入

財産運用収入については、財産の適正な管理のもとに極力有利に運用し、増収を図ること。また、普通財産のうち、売却可能なものについては極力売却を行い、未利用財産の縮減と維持管理費の削減に努めること。

市債

市債を計上する場合は、事業の適債性、充当率、計算方法について、事前に財政課担当者と十分に相談すること。特に合併特例債は制約が多いため、必ず財政課の了解のうえ計上すること。

また、市債の計上に当たっては、可能な限り、地方交付税措置等財政支援が講ぜられる有利な市債の導入を図ること。

基金

基金の取り崩しについては、今後の財政運営を考慮して判断する必要があることから、財政課と協議のうえ計上すること。

その他の収入

額の多少を問わず貴重な財源という認識に立ち、増収に努めること。

〔 2 〕 歳出に関する事項

（ 1 ）事業費の積上げ

最少の経費で最大の効果が発揮できるよう創意と工夫に努めること。

財源の重点的かつ効率的な配分に配慮するとともに、特に「事務事業評価」に基づき、廃止・縮小等の見直しを行い、時代に即した施策への切り替えを積極的に図ること。

事業の内容により継続費、債務負担行為の設定が必要な場合には、後年度の財政負担を考慮し、慎重を期すこと。

関連事業、管理運営等を含めた将来にわたる財政負担については、長期的な視野に立って十分調査し、実施段階において支障が生じないように配慮すること。

要求にあたっては、義務的経費、事務・施設管理的経費、総合計画、その他経費の区分別に要求すること。

市町村合併によるスケールメリットを生かした事務事業の合理化に努めること。

（ 2 ）補助事業

国は、『骨太方針 2 0 0 6 』において、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国庫補助負担金の廃止・縮小を図ることとしていることから、所管省庁の概算要求、過去の実績、経過、補助率等に十分留意し、県担当課とも事前に協議のうえ計上すること。

ただし、事業効果等を十分検討し、安易な受け入れを行わないこと。

国の公共投資関係費は、前年度当初予算額のマイナス 3 % の額の範囲内とすることとされていることから、国の動向に十分留意するとともに、事業効果等を勘案しながらその選択を行うこと。

国・県補助事業にかかる市費継ぎ足しについては、負担区分を明確にし、超過負担の解消に努めること。

国・県補助事業が廃止又は縮減される場合は、原則として一般財源による振替えは認めないので、事務事業の廃止又は見直しを行うこと。

(3) 単独事業

国・県補助事業との関連、並びに事業効果等について十分配慮すること。

平成19年度予算の重点テーマを踏まえ、新規施策・事業の立案に努めること。

地方債と地方交付税措置を組み合わせた財政措置が講ぜられる事業があるので、その活用について十分配慮すること。

補助金等については、従来から継続して見直しを行ってきたところであるが、さらに厳しく再点検を行い、特に、交付先への補助金額が零細なもの、目的を達したものの、社会経済的な実情に合わなくなったもの及び補助効果が乏しいもの等については、積極的に廃止に努めるほか、統合、終期の設定等、その整理・合理化に努めること。

(4) 経費の節減

前年から継続する事務・事業の積算にあたっては、漫然と前年同様の積算基礎によることなく、物価の変動等に伴い節減できる経費を厳正に見積り、経費の節減に努めること。

石油製品の高騰に留意し、省資源、省エネルギー対策に十分配慮すること。

(5) 各歳出項目の積算

別紙事項により積算すること。

〔 3 〕 利率等について

基金運用利子、及び長期債にかかる償還利子等については、次の利率で見積もること。

区 分			利 率
歳入	基金運用利子	債券運用しているもの	各々約定レート
		上記以外のもの	0.5%
歳出	長期債利子	既発債	償還表による積上げ
		平成18年度以降の借入れ予定分	3.0%
	一時借入利子	1.0%	

〔 4 〕 その他の事項

(1) 予算編成日程

要求締切日 10月31日(火) 義務的経費の締切

11月27日(月) 政策的経費の締切

審査方法

	審査担当者	説明員	審査日程	審査場所
義務的経費	財政課長		11月中旬	
政策的経費	財務部長	部局長・次長・課長	12月下旬	801会議室
復活要求	市長	部局長・次長・課長	未定	庁議室

各歳出項目の積算について

1 人件費

職員給与については、平成18年10月1日現在の人員を基礎として、後日、職員課から通知するものを計上すること。

指定管理者制度を導入した施設の取扱いについては別途通知しているので、その通知に従って積算すること。その他の外郭団体等の人件費の積算については、事前に職員課と協議すること。

2 賃金

賃金については、事務処理の能率的改善、行政運営の簡素化等により極力抑制することとし、職員課と協議済のものについてのみ計上すること。

3 報償費

研修会、講習会等講師謝礼については、職員研修所の基準により見積ること。また、研修会、講習会等については、その効果を評価し、必要に応じて統廃合等を行うこと。

4 旅費

用務の内容、緊急度を再検討し、必要最少の旅行人員、日数、回数により積算すること。特に補助事業については、他の補助対象経費との配分にも配慮しながら、適正に見積ること。また、総会・大会等の形式的参加は厳に慎むこと。

5 需用費

維持管理にかかる経費を可能な限り節減するとともに、引き続き省資源・省エネルギー対策に十分配慮すること。また、真に必要となる経費を厳正に見積り、合併によるスケールメリットを活かせるように配慮すること。

(1) 消耗品費 在庫管理を徹底し、節減に努めること。

各所属独自による被服の貸与については、適切な更新期間毎に実施する場合、又は著しい破損に対する補充の場合に限ること。

(2) 燃料費及び光熱水費

石油製品の高騰に留意し、使用数量を的確に把握し、創意と工夫により節減を徹底すること。

(3) 食糧費

社会通念上相当と認められる範囲内で、必要かつ最小限の額にとどめるとともに、内容についても十分精査し、儀礼的なものについては原則的に廃止すること。

(4) 印刷製本費

可能な限り庁内印刷等を活用し、類似刊行物の整理統廃合を検討するとともに、内容を精査し、ペーパーレス化や、頁数・印刷部数等の見直しに努めること。

(5) 修繕料

施設の管理にあたっては、常に点検を行い、その効用を長期間十分発揮させるとともに、機能を持続させるよう計画的な維持修繕に努めること。

6 役 務 費

電話料については、要点のみの通話内容とするなど、極力、通話時間の節減に努めるとともに、保険料、手数料については、実績等により必要な額を見積ること。

7 委 託 料

委託業務の内容について再検討し、人員、日数、回数等の見直しを行い、節減に努めるとともに、競争原理の導入により適正妥当な額で見積ること。

前年度と同内容の委託業務に係る予算要求についても、安易に前年同額とすることなく、コスト縮減を徹底すること。

箱物等の設計委託に関しては、工事のコスト縮減を図るだけでなく、完成後の維持管理費（光熱水費、修繕費等）にも留意し、トータルコストを最小に抑える設計とすること。

8 使用料及び賃借料

関連する諸会議の整理合理化を図り、その効率的な運用と節減に努めること。
また、リース契約にあたっては、必要最小限の仕様と適正な年限を設けて契約を行うとともに、再リースについても検討すること。

9 工事請負費

事業の緊急性、行政効果、施設水準の適正化等について十分検討するとともに、公共工事のコスト縮減を図り、超過負担、後年度の負担等についても留意すること。

10 原材料費

数量等は、必要最小限にとどめること。

11 公有財産購入費

公有地の取得については、地域の秩序ある発展及び公共事業の円滑な執行を図るため、計画的に取得すること。

また、事業着手時期を十分に考慮のうえ、未利用のまま土地を長期間保有することのないようにするとともに、土地開発公社保有の土地については「公社経営健全化計画」に基づき買戻しを図ること。

なお、地価の動向、将来の財政に及ぼす影響等についても十分配慮するとともに、遊休財産の活用についても留意すること。

12 備品購入費

修繕可能なものは極力修繕して使用すること。

また、本庁・総合行政センターにおいて分散して保有する備品等についての確に把握し、安易に新規購入を行わないこと。

13 負担金、補助金及び交付金

補助金等については、見直しを十分に行い必要不可欠なものに限って見積るこ

と。また、補助金等を合併後において重複して支出することのないよう、体系的な見直しを実施すること。

特に、補助金については行政効果を精査するとともに、次の事項に留意すること。

- (1) 新規補助金を設ける場合は、既存補助金等の廃止を前提とし、必ず終期設定を行うこと。
- (2) 全額市補助金で賄われている団体に対する補助金は、原則として認めない。
- (3) 団体の運営状況について常に把握し、多額の剰余金が生じている団体については、運営状況等を精査し削減を行うものとする。
- (4) 事業目的等が類似している補助金については、統廃合に努めること。

14 扶 助 費

国・県制度による扶助費については、国・県の予算編成の過程を見極め、十分把握すること。

市単独制度の扶助費については、あらゆる角度から見直しを行い、年間所要額を確実かつ適正に見積ること。

15 貸付金・出資金

資金運用に留意し、必要最小限の経費とすること。